

りそな

東欧フロンティア株式ファンド

愛称：こはく(琥珀)

RESONA East Europe Frontier stocks Fund

追加型株式投資信託 / 国際株式型(一般型)



本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社



Deutsche Asset Management 
A Member of the Deutsche Bank Group

この冊子の前半部分は「りそな 東欧フロンティア株式ファンド」の投資信託説明書（交付目論見書）、後半部分は「りそな 東欧フロンティア株式ファンド」の投資信託説明書（請求目論見書）です。

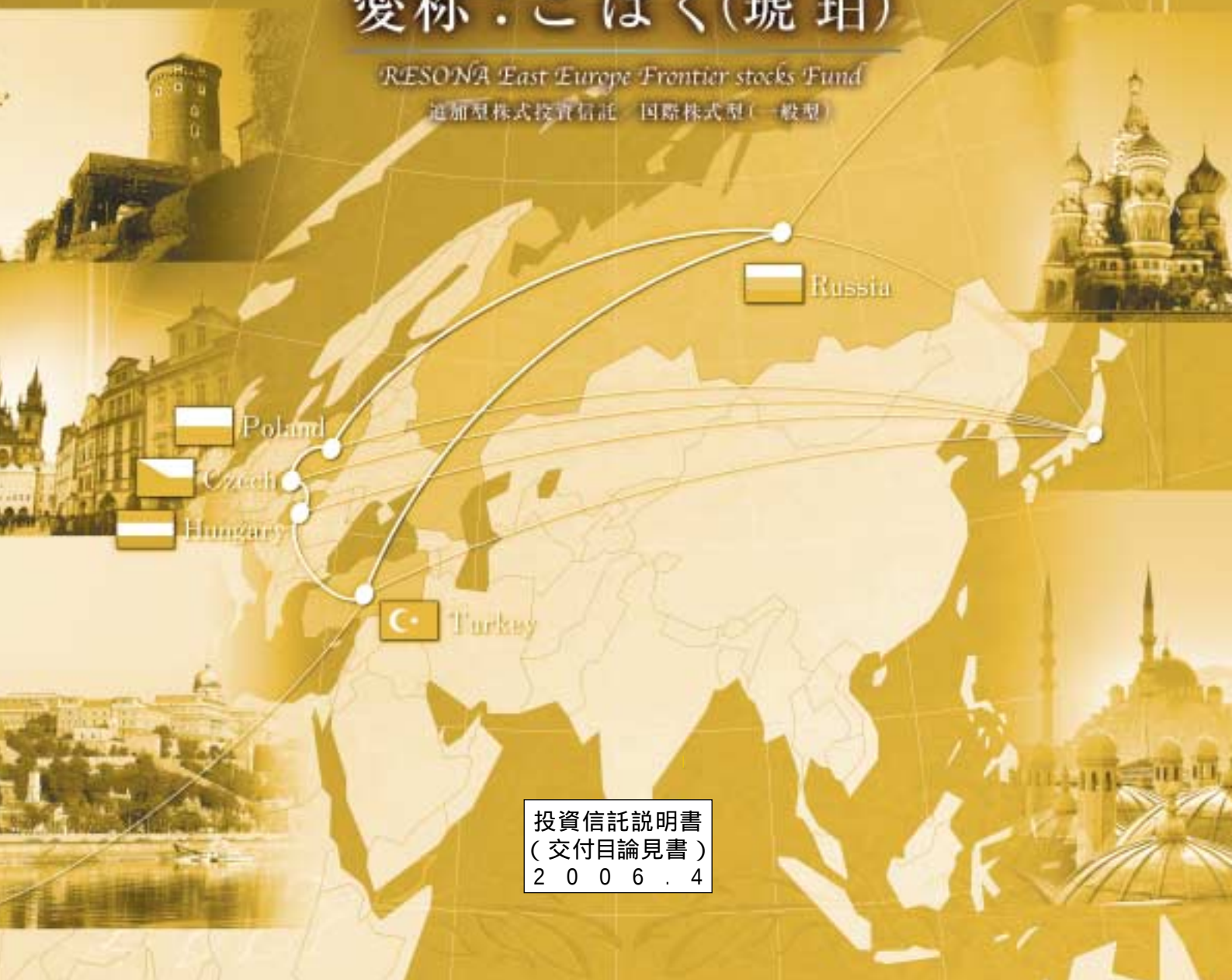
りそな

東欧フロンティア株式ファンド

愛称：こはく(琥珀)

RESONA East Europe Frontier stocks Fund

追加型株式投資信託 国際株式型(一般型)



投資信託説明書
(交付目論見書)
2 0 0 6 . 4

本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社



Deutsche Asset Management 
A Member of the Deutsche Bank Group

1. 本書により行う「りそな 東欧フロンティア株式ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成18年3月31日に関東財務局長に提出しており、平成18年4月16日にその効力が発生しております。

当該有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載した投資信託説明書(請求目論見書)は、投資家から販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

2. 当ファンドの受益証券の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に外国の株式を投資対象としますので、組入株式の価格下落や、組入株式の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

ファンドは、平成19年1月4日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

振替受益権について

平成19年1月4日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関(以下、「振替機関等」という場合があります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

ファンドの受益権は、本交付目論見書の「その他」中の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「その他」中の《ファンド管理の概要及び運営等に関する事項について》の「信託約款の変更」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとします。

受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは後述の「信託約款(平成19年1月4日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

以上

ファンドの特徴

ファンドの名称・目的・基本的性格
ファンドの特色
主な投資対象
運用目標（参考指数）
具体的な投資プロセス
主な投資制限
収益分配方針

運用実績

運用実績
直近の運用実績情報の入手方法

主なリスクと留意点

取得のお申込みについて（概要）

取得申込みの流れ

ご換金のお申込みについて（概要）

ご換金（解約）の流れ

ファンドの取得・保有・

換金に係る費用や税金等

その他の費用
課税上の取扱い

Contents

ファンドの運営の仕組み・体制等

ファンドの仕組みと関係法人
委託会社の概要等
運用体制
投資リスクに対する管理体制
ファンドの概要

その他

ファンド管理の概要および

運営等に関する事項について

信託期間

計算期間

受益証券の保管

信託の終了

信託約款の変更

受益者の権利等

国内投資信託受益証券の形態等

発行価額の総額

申込期間

振替機関に関する事項

その他

国内投資信託受益証券事務の概要

運用状況

財務ハイライト情報

「ファンドの詳細情報」の項目

約款

信託約款（信託約款「平成19年1月4日
適用予定」の変更内容について」を
含みます。）

1

1

2

3

4

4

5

5

6

6

6

7

9

9

11

11

12

13

13

13

13

13

13

13

13

13

13

13

13

13

13

13

13

13

13

13

13

13

13

31

29

29

29

27

27

26

26

26

26

26

26

26

26

26

23

23

23

23

23

23

23

23

23

23

23

23

23

23

23

23

23

23

23

23

23

23

23

23

23

23

15

15

17

17

20

21

21

21

21

21

21

21

21

21

21

21

21

21

21

21

21

21

21

21

21

21

21

21

21

21

21

21

21

21

21

商品概要



ファンド名	設定日	基本的性格	ファンドの目的	主な投資対象	主な投資制限	基準価額の価額変動リスク	信託期間	決算日	収益分配	信託報酬
りそな東欧フロンティア株式ファンド（愛称：はく琥珀）	平成18年5月19日	内国投資信託受益証券／追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。	東欧株式マザーファンド受益証券を通じて、チェコ、トルコ、ハンガリー、ポーランド、ロシアへ以下、主要投資対象国」といいます。）のいずれかで上場または取引されている株式を主要投資対象とします。	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。	組み入れた株式などの値動きの変化等（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります。）により基準価額が大きく変動しますので、元金が保証されているものではありません。	無期限	毎年2回、原則として2月18日と8月18日に行います。決算日が休業日の場合は翌営業日を決算日とします。	毎決算期末に、信託約款に定める収益分配方針に基づき分配します。 収益分配金は原則として決算日から起算して5営業日目から販売会社にてお支払いします。	純資産総額に対し年率1.974%（税抜1.88%） 内訳 委託会社 年率0.945%（税抜0.90%） 販売会社 年率0.945%（税抜0.90%） 受託会社 年率0.084%（税抜0.08%）



平成18年3月31日現在

ご購入ご換金の申込	申込み価格	申込み単位	申込み手数料	申込み期間	買取・解約価額	解約単位	信託財産留保額
原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルトの証券取引所またはフランクフルトの銀行の休業日には、受付は行いません。）に受け付けます。	申込み日の翌営業日の基準価額とします。	販売会社が別に定める単位でお申込み頂けます。	申込み日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。	当初申込期間…平成18年4月17日から平成18年5月18日まで 継続申込期間…平成18年5月19日から平成19年5月18日まで	買取価額は買取申込み日の翌営業日の基準価額から当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。 解約価額は解約申込み日の翌営業日の基準価額とします。 原則として買取・解約請求受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。	販売会社が別に定める単位で受け付けます。	なし



ファンドの特徴



ファンドの名称・目的・基本的性格

基本的性格	ファンドの目的	ファンドの名称
当ファンドは追加型株式投資信託・国際株式型（一般型）です。	当ファンドは、東欧株式マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。） 受益証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。	りそな 東欧フロンティア株式ファンド 愛称：こはく（琥珀） 以下「ファンド」という場合があります。



国際株式型（一般型）

社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として外国株式に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

信託財産

ファンドにおいて運用される株式や債券などの有価証券や現金などの財産をいいます。信託財産は、受託会社により保管・管理されています。

受益証券

ファンドの収益を受ける権利（受益権）を表わす有価証券のことで、委託会社が発行します。

ファンドの特色

1

ヨーロッパの中でも、特に高い経済成長が期待されているロシア・トルコ・ポーランド・ハンガリー・チェコを主な投資対象国とし、運用チームが選定した企業に投資します。

- 主な投資対象国の国民一人当たりのGDP＝所得は、日本等の先進国との比較で大きな差異があります。
- 一方、今後のGDP成長率の見通しは、先進国を大幅に上回っています。

2

ヨーロッパの投資信託市場で評価の高いDWSが運用を行います。

- DWSは、ドイツ銀行グループの投資信託運用会社です。ドイツ最大、ヨーロッパでもトップクラスの資産を運用しています。
 - 世界中に約四〇〇名の調査・運用の専門家を擁します。
 - ドイツのほかにポーランドやロシアにも調査・運用拠点を設け、地域に根ざした運用体制を敷いています。
- また、運用チームは、投資対象国の言語・文化・制度などに精通した専門家集団です。

3

原則として、為替ヘッジは行いません。



DWS本社



為替ヘッジ

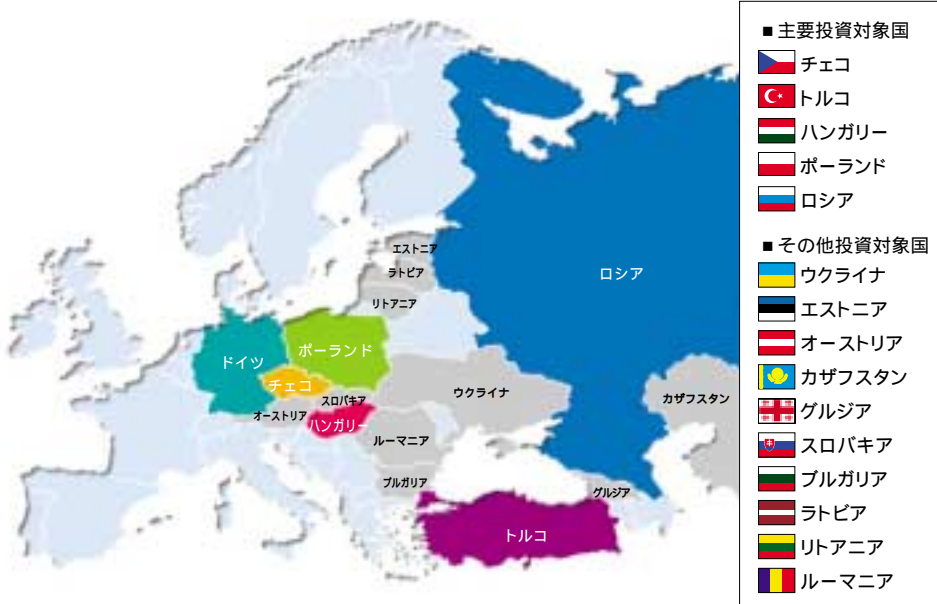
為替変動に係るリスクを回避するために、通貨の先物取引やオプション取引を利用して、将来のある時点で事前に決められた一定の交換レートで外貨を売り、円を買う取引を行うことなどをいいます。

GDP

Gross Domestic Productの頭文字をとってGDPといいます。一定期間内に国民が国内で生産した全ての財・サービスの総額を付加価値で表したものです。この指数により国内の景気変動や経済成長の程度がわかります。また各国の経済活動の大きさを比較する場合に利用されます。



「東欧株式マザーファンド」の主な投資対象国



主な投資対象

チェコ、トルコ、ハンガリー、ポーランド、ロシアのいずれかで上場または取引されている株式を主要投資対象とします。実際の運用に当たっては「東欧株式マザーファンド」を主要な投資対象とすることにより、実現します。

【投資対象】

主要投資対象国およびその他投資対象国のいずれかで上場または取引されている株式および預託証券等とします。あるいは、生産、製造、販売、サービスの提供の大半が主要投資対象国およびその他投資対象国のいずれかで行われている企業の株式および預託証券等の中には、米国、英国、スイス、アイルランド、ルクセンブルグ、ドイツ等で上場または取引されている株式および預託証券等も含まれます。

ロシア株式への投資にあたっての留意点

ロシア株式への直接投資にあたっては、決済用口座として、有価証券を保護預りする保管機関に証券口座（以下「メインアカウント」といいます。）を開設する必要があります。メインアカウントの開設に際しては、ロシアの法規制により、法人格を有する者のみ開設可能という条件があり、ファンド名義での口座開設ができません。したがって、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社名義でメインアカウントを開設し、当ファンド名義の保護預り口座をメインアカウントの下に開設します。また次の事項について制限等が課せられますのでご留意ください。なお、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、当ファンドの関係法人である「リそな信託銀行株式会社（受託会社）」の再信託受託会社です。

石油等の資源株については、外国人保有株数制限が課されております。この制限は、メインアカウント単位で計算されますので、当ファンド単独では上限を超過していない場合でも、制限を受けることがあります。

株券の発行が行われず、原則として、株主名簿によって株主としての地位が確認されます。

株式の売買において資金決済と証券決済を別々に行うため、決済の低い効率性が考えられます。

保護預り

販売会社が顧客との契約に基づいて有価証券を保管することをいいます。

預託証券

ある国の発行会社の株式を海外でも流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券のことをいいます。預託証券（DR）は、株式と同様に証券取引所などで取引され、流通される市場や形態によって多様です。

トップダウン・アプローチ

マクロ経済や資本市場全体の将来の見通しを立て、その見通しのもとで好業績が予想される業種を絞り込み、その業種の中から成長性の高い銘柄を選択する運用手法です。

約 款	そ の 他	ファンドの運営の 仕組み・体制等	ファンドの取得・保有・換金に 係る費用や税金等	ご換金のお 申込について	取得のお申込に ついて	主なリスクと 留意点	運用実績	ファンドの 特 徴
-----	-------	---------------------	----------------------------	-----------------	----------------	---------------	------	--------------



運用目標（参考指数）

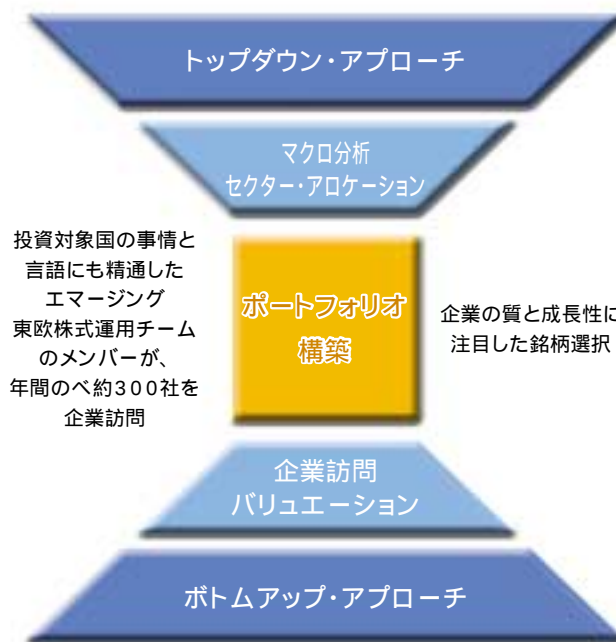
MSCI EMヨーロッパ10/40（税引配当込み…当社円換算ベース）インデックスを参考指数とします。

* MSCI EMヨーロッパ10/40（税引配当込み…当社円換算ベース）は、同インデックスの（税引配当込み…米ドルベース）をもとに、当社が円換算しております。

（注）MSCI EMヨーロッパ10/40に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル社に帰属します。またモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル社は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

参考指数とは、ファンドの運用にあたっての運用成果の目安となる指標です。したがって、実際の運用成果は参考指数と乖離する場合があります。なお、参考指数は委託会社の判断により予告なく変更される場合があります。

具体的な投資プロセス



2005年12月末現在

DWSの強み

- ドイツが持つ、旧東側諸国との玄関口としての地政学的優位性
- 投資対象国の言語、制度、文化、習慣などに精通した専門家集団による運用
- 地域に根差した調査体制の優位性を活かした高い銘柄発掘能力
- 運用成果向上に不可欠な、各拠点間の良好なチームワークと緊密なコミュニケーション



ポートフォリオ
ファンドに組み入れられている株式、公社債、短期金融商品などの集合体のことをいいます。

ボトムアップ・アプローチ
企業訪問などによる調査・分析に基づき、個別銘柄を選別する運用手法です。

主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

〔運用の基本方針〕2. 運用方法 (3) 投資制限)

投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。(信託約款第21条第4項)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(信託約款第25条第1項)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。(信託約款第25条第3項)

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債券のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。(信託約款第29条第1項)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

〔運用の基本方針〕2. 運用方法 (3) 投資制限)

(注)マザーファンドの「投資制限」については、当ファンドと実質的に同一です。詳しくは、「信託約款」をご覧ください。

収益分配方針

毎決算時(原則として2月18日および8月18日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(注)当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。)に、原則として決算日から起算して5営業日(予定)からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。自動引き落とし投資コースをお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

決算日(イメージ図)



外貨建資産

ファンドに組み入れている海外の企業が発行する株式や債券などを合計した資産を外貨建資産といいます。

純資産総額

ファンドに組み入れられている株式や公社債などを時価で評価し、株式や公社債などから得られる配当金や利息などの収入を加えた資産の総額から、ファンドの運用に必要な費用などを差し引いた金額のことです。

マザーファンド

投資家が取得するファンドを「ベビーファンド」といい、複数のベビーファンドの資金をまとめて運用するためのファンドを「マザーファンド」といいます。

約 款	そ の 他	ファンドの運営の 仕組み・体制等	ファンドの取得・保有・換金に 係る費用や税金等	ご換金のお 申込について	取得のお申込に ついて	主なリスクと 留意点	運用実績	ファンドの 特 徴
-----	-------	---------------------	----------------------------	-----------------	----------------	---------------	------	--------------

運用実績

運用実績

当ファンドは、平成18年5月19日から運用を開始すること
を予定しておりますので、有価証券届出書提出日現在にお
いて該当事項はありません。

直近の運用実績情報の入手方法

基準価額及び解約価額

原則として委託会社の営業日において日々算出されます。

詳しくは委託会社の下記照会先にお問合せください。

受益者への定期報告

委託会社は、当ファンドの毎計算期間の終了後および償還
後に期中の運用経過、組入の有価証券の内容および有価証券
の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、これ
を販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

受益者へのお知らせ

信託約款の変更時等、委託会社が受益者に対してする公告
は、日本経済新聞に掲載します。

委託会社（ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社）

ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

電話番号 03-5156-5247

（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

販売会社

・販売会社の本支店の窓口で問い合わせることができます。

日本経済新聞

・原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、
「こはく」として、基準価額が掲載されます。



投信博士の
用語解説

受益者

ファンドを取得した投資者のことです。受益者
は保有口数に応じて収益分配金や償還金に対す
る請求権、換金請求権などの権利を有していま
す。

基準価額

純資産総額をその日の受益権の口数で割ったも
のです。
ただし、便宜上1万口単位に換算した価額で表
示することがあります。

主なリスクと 留意点

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて株式などの値動きのある証券に投資します。

(また外貨建資産に投資する場合にはこの他に為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。従って、元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属することとなります。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。

株式の価格変動リスク

当ファンドは主に外国の株式に投資しますので、ファンドの基準価額は組み入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行者に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想

される局面となった場合には、当該株式の価格は大きく下落することがあります(価格がゼロになることもあります)。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

為替市場の相場変動リスク(為替変動リスク)

当ファンドは主に外国の株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該株式の投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。外国為替相場は一般的に、外国為替市場の需給、各国の金利の変動および様々な国際的な要因により変動し、各国政府・中央銀行による介入や通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。また、外国為替相場は短期的に大幅に変動することがあります。外国為替相場の影響だけを考慮した場合、外国通貨建資産の価格は、当該外国通貨に対し円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、外国通貨建資産の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

為替の動き(イメージ図)



円安

日本円と外国通貨とを交換する比率(=為替レート)は常に変化するものです。日本円の価値が外国通貨より低くなることを円安といいます。たとえば、昨日1ドル115円で、今日1ドル117円に変化するような状況のことです。

債務不履行

一般に公社債などの発行者が事前に約束された利払いが遅延したり、元本の償還が不能になることをいいます。

リスク

投資の世界では、予想されるリターン(収益)のブレ(変動)の大きさをいいます。「リスクが高い」ということは、当初に期待した通りのリターン(収益)にならない可能性が高いということです。期待に反して大きな損失を被る可能性もあります。リスクとリターンは一般的に比例の関係にあり、高いリターン(収益)が期待できる商品はリスク(変動性)も高くなります。

カントリーリスク

発行国の政治、経済、社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、証券価格が大きく変動する可能性があります。またエマージング・マーケット（新興国市場）は、一般に先進諸国の証券市場に比べ、市場規模、証券取引量が小さく、法制度（証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、エマージング・マーケットは先進諸国の証券市場に比べカントリーリスクが高くなります。

信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、当ファンドの基準価額の下落要因のひとつになります。

流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

追加設定・一部解約によるファンドの資金流出入に伴うリスク
当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）および一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流出入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、原則的に迅速に株式組入を行います。買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終

了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。

資産規模に関するリスク

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

その他

- 1 受益権の口数が50億口を下回った場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
- 2 法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
- 3 投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。
- 4 当ファンドは、左記の日は取得申込みおよび換金の受付は行いません。

- ・ フランクフルト証券取引所の休業日
- ・ フランクフルトの銀行の休業日

なお、委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときには、追加設定・解約の申込みを中止することがあります。この場合、既にお申込みの追加設定・解約であっても取消しさせていただきます。



デフォルト

事前に約束されたキャッシュフローが発行者の倒産・破産などにより果たされないことなどをいいます。

円高

日本円と外国通貨とを交換する比率（＝為替レート）は常に変化するものです。日本円の価値が外国通貨より高くなることを円高といいます。例えば、昨日1ドル120円で、今日1ドル118円に変化するような状況のことです。

取得のお申込みについて(概要)

取得申込みの流れ

お申込取扱場所

販売会社の本・支店等においてお申込みの取扱いを行います。
販売会社については、下記照会先にお問合せください。

お申込時間

お申込／ご換金共通

お申込みは、販売会社の営業日に行われます。

(ただし、フランクフルト証券取引所またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。)

また、原則として午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までにお申込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。

詳しくは販売会社にお問合せください。

お申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間の場合は1口当たり1円)

ただし、「自動けいぞく投資コース」で再投資をする場合、各計算期間終了日(決算日)の基準価額

お申込単位

お申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の左記照会先にお問合せください。

(注)当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申出するものとします。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。なお、収益分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

・「一般コース」とは、収益分配時に分配金を受取るコースです。
・「自動けいぞく投資コース」とは、収益分配時に、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコースです。「自動けいぞく投資コース」で再投資する場合は1口単位とします。

(注)当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

お申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間の場合は1口当たり1円)に3.15%(税抜3.0%)を上乗せして販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せください。

委託会社(ドイツ・アセット・マネジメント株式会社)
ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
電話番号 03-5156-5247
(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

自動けいぞく投資

収益分配時に、分配金から税金を差し引いた金額を無手数料で同一ファンドに自動的に再投資することをいいます。

基準価額

純資産総額をその日の受益権の口数で割ったものです。
ただし、便宜上1万口単位に換算した価額で表示することがあります。

販売会社

ファンドの販売を行う会社(証券会社や銀行、生保、損保などの金融機関)をいいます。販売会社は、募集の取扱のほか、換金(解約)の取扱、収益分配金・償還金の支払いの取扱などを行い、ファンドに関する投資家への窓口となります。



お申込代金の支払日

原則として取得申込受付日から起算して7営業日までにお申込代金を販売会社にお支払いください。（なお、販売会社が別に定める日がある場合にはその期日までにお支払いください。）

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

お申込み代金のお支払いまで（イメージ図）



お申込代金
お申込金額(基準価額に取得申込口数を乗じて得た額)に、お申込手数料などを加算した額をいいます。
申込代金=(基準価額×申込口数)+申込手数料など

お申込手数料
ファンドの取得申込みの際に投資家が販売会社に支払う手数料のことです。申込手数料はファンド毎に販売会社がそれぞれ独自に定めています。

ご換金のお申込みについて（概要）

ご換金（解約）の流れ

解約価額

解約申込受付日の翌営業日の基準価額

解約単位

解約単位の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せください。

解約代金の支払日

原則として解約申込受付日から起算して7営業日目からお支払いいたします。

（注）換金解約時の費用・税金については、後掲の「ファンドの取得・保有・換金にかかる費用や税金等」をご参照ください。

買取請求について

買取請求の取扱いについては、販売会社へお問合せください。

委託会社（ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社）
ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
電話番号 03-5156-5247
（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ご換金代金のお支払いまで（イメージ図）



当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記録または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、「」留意ください。

受益者

ファンドを取得した投資者のことです。受益者は保有口数に応じて収益分配金や償還金に対する請求権、換金請求権などの権利を有しています。

信託報酬

受益者が信託財産から間接的に負担する費用です。委託会社、受託会社、販売会社がそれぞれの業務に対する報酬として受け取るもので、ファンド毎に一定の率が契約によって決められています。

買取請求

ファンドの換金方法の一つで、受益証券を販売会社に買い取ってもらうことにより換金する方法をいいます。

ファンドの取得・保有・換金に係る費用や税金等

お申込みからご換金および償還までの費用の概要（イメージ図）



詳細は下記をご参照ください。

個人の受益者の場合

項目	受益者の費用・税金
お申込時	お申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間の場合は1口当たり1円）に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。
投資期間中	信託報酬… 〔信託財産の純資産総額に対して〕 年率1.974%（税抜1.88%） 〔信託報酬の内訳〕 販売会社 年率0.945%（税抜0.90%） 委託会社（き） 年率0.945%（税抜0.90%） 受託会社 年率0.084%（税抜0.08%） （注）マザーファンドの外貨建資産に係る運用指図の権限の委託を受けるディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ペー・ハー（フランクフルト）に対する投資顧問報酬（信託財産の純資産総額に対して年率0.45%の率を乗じて得た額）は委託会社の信託報酬から支払われます。
解約請求によるご換金時	税金…解約価額の個別元本超過額×10% （所得税7%、地方税3%）
収益分配金受取時	税金…普通分配金×10% （所得税7%、地方税3%）
ファンドの償還時	税金…償還価額の個別元本超過額×10% （所得税7%、地方税3%）

税率は、平成20年4月1日から20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

なお、法人の受益者の場合、原則として所得税7%（平成20年4月1日から所得税15%）の税率による源泉徴収が行われます。

税法が改正された場合等には、下記の内容が変更になることがあります。

（注）買取請求については販売会社へお問合わせください。

詳しくは、後掲「課税上の取扱い」をご参照ください。



投信博士の
用語解説

個別元本

各受益者の取得元本（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税など相当額は含まれません。）のことで。

純資産総額

ファンドに組み入れられている株式や公社債などを時価で評価し、株式や公社債などから得られる配当金や利息などの収入を加えた資産の総額から、ファンドの運用に必要な費用などを差し引いた金額のことで。

その他の費用

● 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

● 信託財産の組入・有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買手数料等の証券取引に対する消費税相当額および外貨建資産の保管等に要する費用および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

● 信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れを行った場合、借入れの利息は、信託財産から支払われます。

● 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産から支払われます。

課税上の取扱い

日本の居住者である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

個別元本方式について

a 個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受

益証券の価額等（申込手数料および申込手数料に対する消費税に相当する額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

b 一部解約金および償還時の課税について
受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については左記「c 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

b 一部解約金および償還時の課税について
一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

c 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（i）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ii）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下

保護預り

販売会社が顧客との契約に基づいて有価証券を保管することをいいます。

追加型株式投資

当初設定後も追加設定が行われ、追加設定分も当初の信託財産とともに運用される株式投資信託で、オープン型投資信託ともいいます。基本的にいつでも時価で買付・売却が可能です。

個別元本

各受益者の取得元本（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税など相当額は含まれません。）のことです。

回っている場合には、その下回る部分が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

課税の取扱いについて

a 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

買取請求により換金を行う場合の買取価額は、買取請求を受けた日の翌営業日の基準価額から当該買取を行った販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額となります。なお、受益証券を販売会社において保護預りにしている等、一定の要件を満たす場合には、当該販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額が免除される場合があります。買取請求の取扱いについては、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

税率は平成20年4月1日から20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

b 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

買取請求により換金を行う場合の買取価額は、買取請求を受けた日の翌営業日の基準価額から当該買取を行った販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額となります。なお、受益証券を販売会社において保護預りにしている等、一定の要件を満たす場合には、当該販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額が免除される場合があります。買取請求の取扱いについては、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。また、益金不算入制度は適用されません。

税率は平成20年4月1日から所得税15%となる予定です。

（注）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

平成18年1月末日現在委託会社が認識する
フランクフルト証券取引所またはフランクフルトの
銀行の休業日は、以下のとおりです。

平成18年 5月25日(木)	平成18年12月26日(火)
平成18年 6月 5日(月)	平成19年 4月 6日(金)
平成18年 6月15日(木)	平成19年 4月 9日(月)
平成18年10月 3日(火)	平成19年 5月 1日(火)
平成18年12月25日(月)	平成19年 5月17日(木)

（注）上記の日程は今後変更となる場合があります。



普通分配金

ファンドの決算のときに受け取る分配金の中で、課税される分配金のことです。

特別分配金

ファンドの決算のときに受け取る分配金の中で、「元本の一部の払い戻しに相当する部分」として非課税扱いになる分配金のことです。

ファンドの 運営の仕組み・ 体制等

ファンドの仕組みと関係法人

委託会社及びファンドの関係法人

ドイチエ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）
当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受益証券の発行、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

りそな信託銀行株式会社（「受託会社」）
（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、受益証券の認証、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。
なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

販売会社

委託会社との間で「受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益証券の募集の取扱いおよび販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資に関する事務ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

ディー・タブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ペー・ハー（「フランクフルト」）（「投資顧問会社」）

委託会社との間で「投資顧問契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの外貨建資産に係る運用指図等を行います。

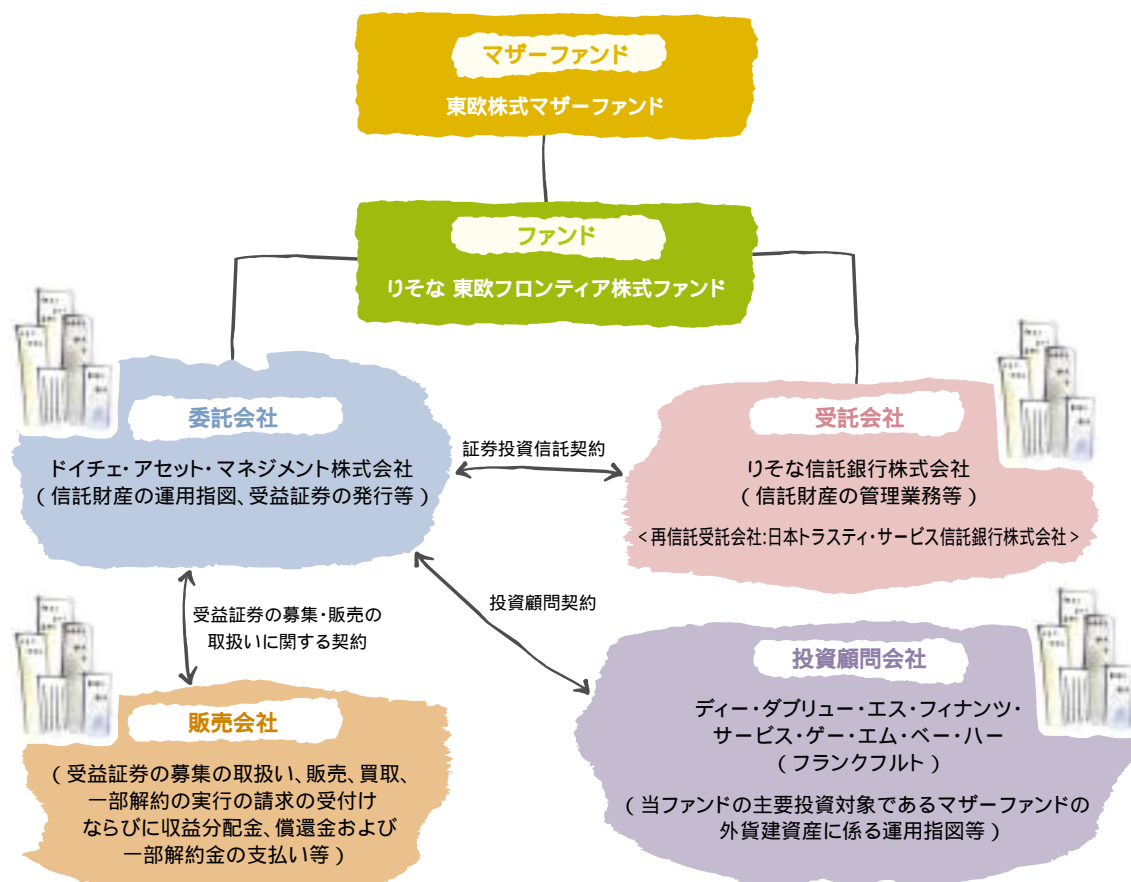
委託会社

信託財産の運用指図、受益証券の発行などを行う運用会社で、委託者ともいいます。商品の性格や運用方針などを決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行う会社です。また、投資者に商品を説明する投資信託説明者（目論見

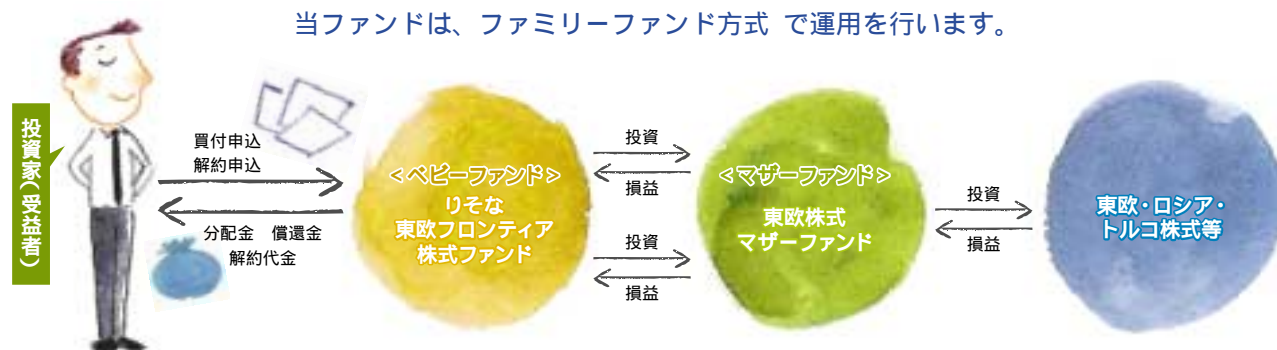
書）や運用内容・結果を説明する運用報告書の作成などを行います。

外国証券を保管や管理する外国の保管銀行への指示または連絡などの業務を行います。

ファンドの運営の仕組み



当ファンドは、ファミリーファンド方式 で運用を行います。



「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。



投信博士の
用語解説

販売会社

ファンドの販売を行う会社(証券会社や銀行、生保、損保などの金融機関)をいいます。販売会社は、募集の取扱いのほか、換金(解約)の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いなどを行い、ファンドに関する投資家への窓口となります。

受託会社

信託財産の保管や管理を行う信託会社または信託業務を行う銀行で、受託者ともいいます。委託会社と締結した信託契約に基づいて、信託財産の保管や管理、信託財産の計算(受益証券の基準価額の計算を含みます)、受益証券の認証、



沿革

昭和60年	モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント株式会社設立
昭和62年	投資顧問業登録、投資一任業務認可
平成2年	ドイツ銀投資顧問株式会社と合併、社名をディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント株式会社に改称
平成7年	投信業務兼営のため、社名をディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問株式会社に改称
平成7年	証券投資信託委託会社免許取得
平成8年	社名をドイツ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問株式会社に改称
平成11年	バンカース・トラスト投信投資顧問株式会社と合併、社名をドイツ・アセット・マネジメント株式会社に改称
平成14年	チューリッヒ・スカダー投資顧問株式会社と合併

委託会社の概要

名 称	ドイツ・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 関崎 司
本店の所在の場所	東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー
資 本 の 額	金1,998百万円（平成18年1月末日現在）
事 業 の 内 容	- 証券投資信託における委託会社としての業務 - 有価証券に係る投資顧問業務 - 上記に付随する業務または付帯する業務

大株主の状況 平成18年1月末日現在の大株主の状況

名 称	ドイツ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド
住 所	シンガポール038985 サンテックタワーファイブ #12-08 テマセックブルバード5
所有株式	39,960株
所有比率	100%

委託会社の概要等

委託会社と関係法人の契約の更改等

受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約書

当初の契約の有効期間は、当初契約日から1年間とします。ただし、期間満了3カ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3カ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

投資顧問契約

投資顧問契約は、契約当事者のいずれかの一方が他方に対し、所定の手続きに従って書面による事前通告を行うことにより終結することができます。

運用体制

ファンドの運用体制

委託会社はマザーファンドに係る外貨建資産の運用指図に関する権限を、ディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ベー・ハー（フランクフルト）に委託し、同社が投資判断および売買の執行を行います。

ファンド

一般に「基金」のことをいいます。ある一定の目的を持った資金のひとまとまりを指します。また、ひとつの投資信託をファンドと呼ぶこともあります。

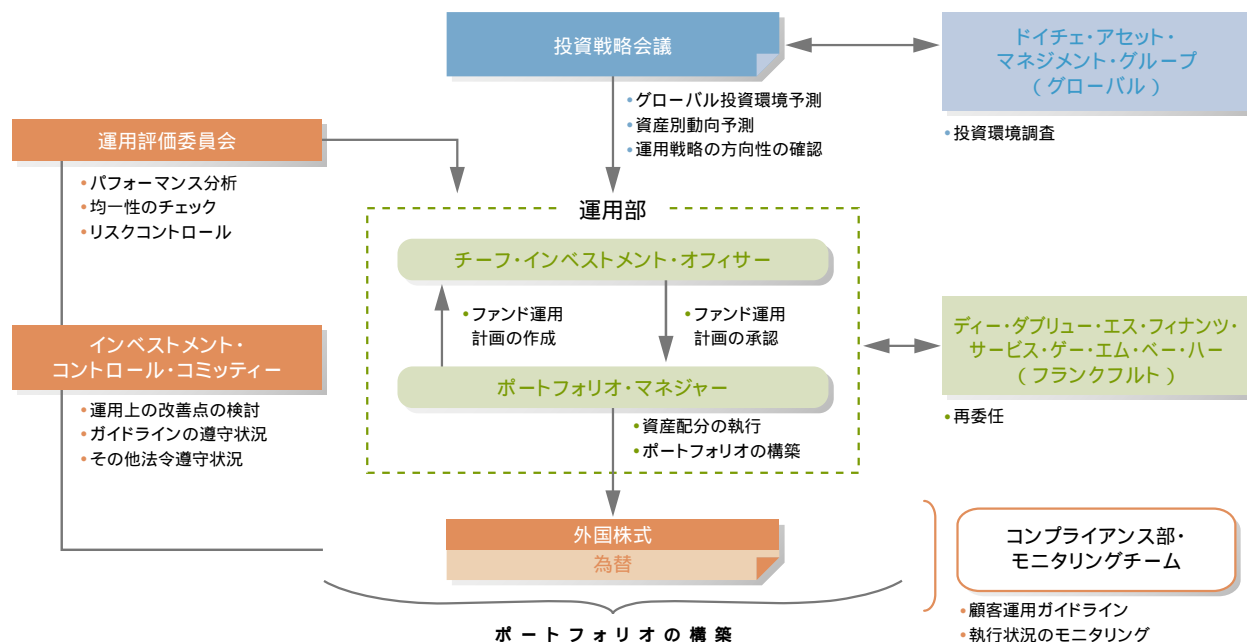
マザーファンド

投資家が取得するファンドを「ベビーファンド」といい、複数のベビーファンドの資金をまとめて運用するためのファンドを「マザーファンド」といいます。

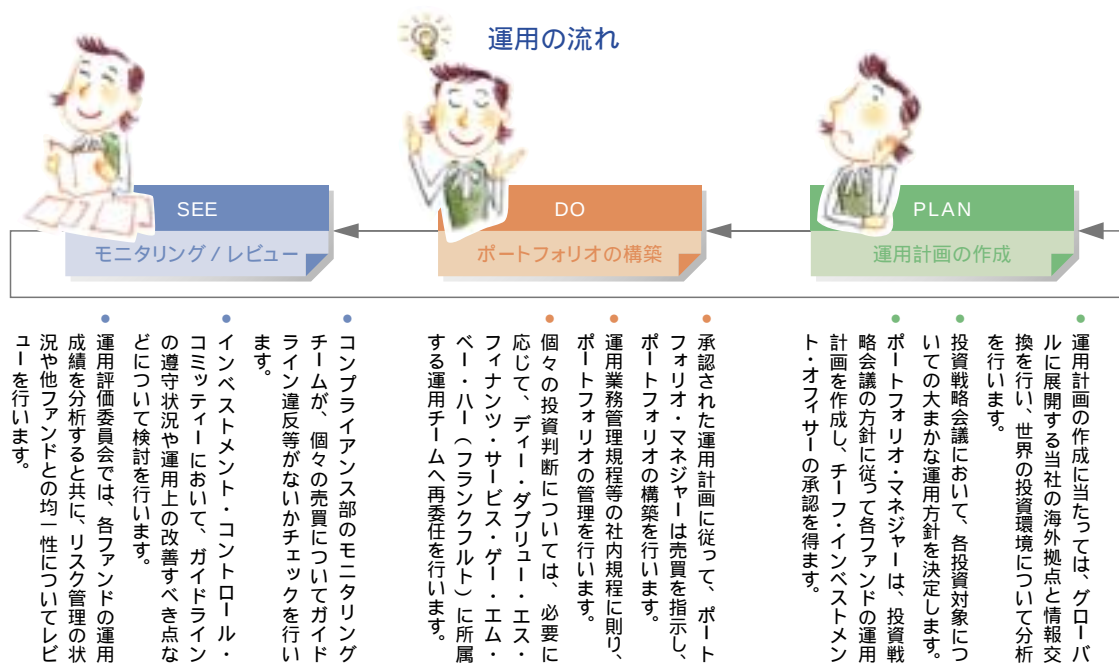
受益証券

ファンドの収益を受ける権利（受益権）を表わす有価証券のことで、委託会社が発行します。

ファンドの運用体制

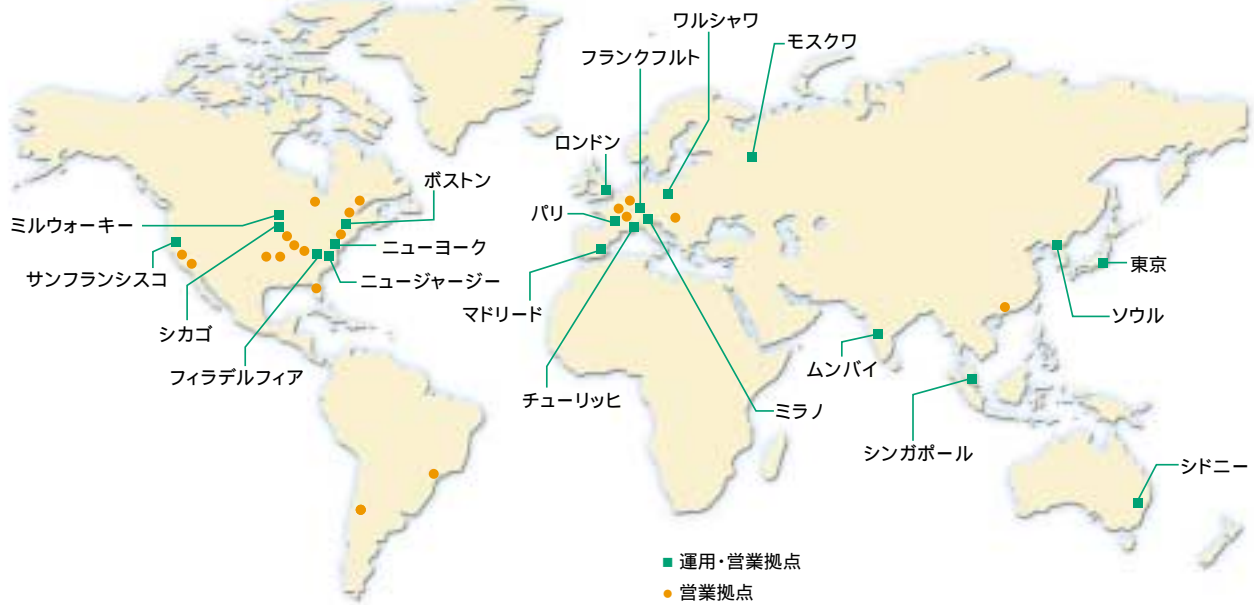


運用の流れ



ポートフォリオ
ファンドに組み入れられている株式、公社債、短期金融商品などの集合体のことをいいます。

ポートフォリオ・マネージャー
ファンドの運用に携わる専門家のことをいいます。また、ファンド・マネージャーともいいます。



ドイツ・アセット・マネジメント・グループの概要

ドイツ銀行グループの一員として、世界20カ国以上に拠点を設け、グローバルに資産運用サービスを展開しています。ファンド・マネージャーおよびリサーチ・スペシャリストが、緊密なチーム体制のもと、グローバルな観点と独自の洞察力で調査・分析、運用業務などを推進しています。

(参考) 投資顧問会社の概要

ディー・ダブリュー・エスの概要

1956年(昭和31年)設立
(DWS Investment GmbH)

運用ファンド数は約500本*、運用資産総額は1500億ユーロ(約21兆円)*に及ぶ投信運用会社
*2005年10月末現在、DWSグループ(ヨーロッパ)

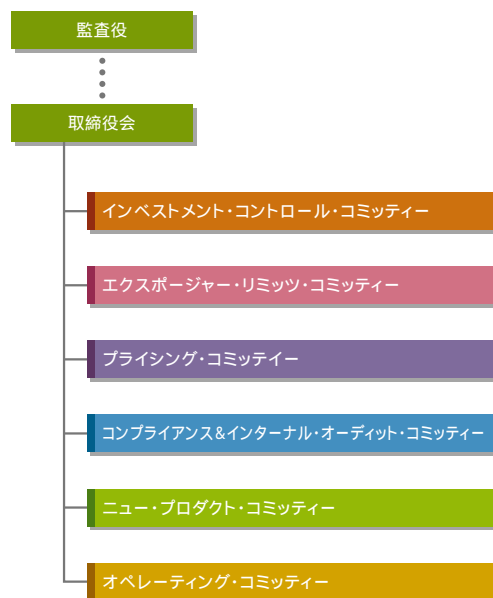
ドイツ銀行グループの一員でフランクフルトを本拠地とするDWSは、ドイツ最大の投資信託会社で、S & P社によるベスト投資信託会社賞(ドイツ国内)11年連続受賞をはじめ、世界各国の拠点でも数多くの賞を受賞しています。DWSの名称は有価証券の専門家を意味するドイツ語 Die Wertpapier Spezialisten に由来しています。



(注) 運用体制は、有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資リスクに対する管理体制

リスク管理体制について



各コミッティー等の概要

インベストメント・コントロール・コミッティー（毎月実施）
資産運用管理に関する内部管理の維持並びに運用状況のモニタリングを目的とします。

エクスポージャー・リミッツ・コミッティー（3か月毎に実施）
カウンター・パーティーのクレジット・リスクをモニタリング並びに取引限度額を設定し、取引の安全を図ることを目的とします。

ブライシング・コミッティー（3か月毎に実施）
ドイチェ・アセット・マネジメントが運用する有価証券等の時価評価方法を定め、顧客資産の運用評価の公正な維持管理を目的とします。

コンプライアンス&インターナル・オーディット・コミッティー（3か月毎に実施）

ドイチェ・アセット・マネジメントが営む業務に影響を与えるコンプライアンスに関する問題、リスク管理体制及び内部監査の指摘事項等を検討し、望ましい対応を勧告するとともに、指摘事項の改善状況やその他の問題解決状況のモニタリングを行います。

ニュー・プロダクト・コミッティー（適宜実施）

新商品、既存商品に関する重大な変更、および新規サービス等を検討、承認することを目的とします。

オペレーティング・コミッティー（毎月実施）

リスク管理や内部管理に関する問題点を把握、監視し、さらに問題点について必要な意思決定を行うとともにその改善状況をモニターする責任を負います。

コンプライアンス部

法令及び諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。

違反等の是正・改善及び未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。

資産運用は、運用部の内部管理のほかコンプライアンス部・モニタリングチームが顧客投資ガイドラインの遵守等、運用部から独立した立場で以下の項目をチェックします。

- ・ 取引の妥当性のチェック
- ・ 利益相反取引のチェック
- ・ 運用ガイドラインのモニター

監査部

監査部が定期的に内部監査を実施し、内部ルールの遵守状況や管理体制をチェックします。

（注）投資リスクに対する管理体制は、有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。



リスク

投資の世界では、予想されるリターン（収益）のブレ（変動）の大きさをいいます。「リスクが高い」ということは、当初に期待した通りのリターン（収益）にならない可能性が高いということです。期待に反して大きな損失を被る可能

性もあります。

リスクとリターンは一般的に比例の関係にあり、高いリターン（収益）が期待できる商品はリスク（変動性）も高くなります。

ファンドの概要

● ファンドの名称

りそな 東欧フロンティア株式ファンド
(愛称:こはく(琥珀))

● 基本的性格

追加型株式投資信託/国際株式型(一般型)

● ファンドのねらい

東欧株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、チエコ、トルコ、ハンガリー、ポーランド、ロシアのいずれかで上場または取引されている株式に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

● 主な投資対象

東欧株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
詳しくは「信託約款」をご覧ください。

● 主な投資制限

株 式: 株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産: 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
詳しくは「信託約款」をご覧ください。

● 主なリスク

株式の価格変動リスク・為替変動リスク・カントリーリスク
詳しくは「主なリスクと留意点」をご覧ください。

● 信託期間

平成18年5月19日(設定日) から無期限

● 申込期間

当初申込期間: 平成18年4月17日から平成18年5月18日まで
継続申込期間: 平成18年5月19日から平成19年5月18日まで

● 決算日

毎年2回、原則として2月18日および8月18日に行います。
当該日が休業日の場合は、当該日の翌営業日を決算日とします。

● 収益分配

原則として、毎決算時に信託約款に定める収益分配方針に基づき行います。
原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。

(イメージ図)

たとえば...

- 決算日が営業日の場合



- 決算日が営業日で休業日をはさむ場合



- 決算日が休業日の場合



決算日が休業日のときは、翌営業日に決算を行います。

● お申込取扱場所

販売会社の本・支店、営業所等

● お申込時間

お申込/ご換金共通: 原則として販売会社の営業日の午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までにお申込みが行われ、かつ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とさせていただきます。(ただし、フランクフルト証券取引所またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。)

詳しくは販売会社にお問合せください。

収益分配

ファンドの決算時に、運用の結果あげられた収益などを受益証券の口数に応じて受益者に分配することです。収益分配金は、通常、決算日から起算して5営業日目以降に販売会社を通じて支払われます。

受益証券

ファンドの収益を受ける権利(受益権)を表わす有価証券のことで、委託会社が発行します。

国際株式型(一般型)

社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として外国株式に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。



● お申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間の場合は1口当たり1円）とします。

● お申込単位

販売会社がそれぞれ定める単位とします。

● お申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間の場合は1口当たり1円）に3・15%（税抜3・0%）を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

● お申込代金の支払日

原則として取得申込受付日から起算して7営業日目までにお申込代金を販売会社にお支払いください。（販売会社が別に定める日がある場合にはその期日までにお支払いください。）

● 解約価額

解約申込受付日の翌営業日の基準価額

● 解約単位

販売会社がそれぞれ定める単位とします。

● 解約代金の支払日

原則として解約申込受付日から起算して7営業日目からお支払いいたします。

（イメージ図）

たとえば...



● 信託報酬

信託財産の純資産総額に年率 1・974%（税抜 1・88%）を乗じて得た額とします。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行つための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。



純資産総額

ファンドに組み入れられている株式や公社債などを時価で評価し、株式や公社債などから得られる配当金や利息などの収入を加えた資産の総額から、ファンドの運用に必要な費用などを差し引いた金額のことです。

信託報酬

受益者が信託財産から間接的に負担する費用です。委託会社、受託会社、販売会社がそれぞれの業務に対する報酬として受け取るもので、ファンド毎に一定の率が契約によって決められています。

その他

ファンド管理の概要および 運営等に関する事項について

● 信託期間

平成18年5月19日（設定日）から無期限とします。

● 計算期間

この信託の計算期間は、毎年2月19日から8月18日および8月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は平成18年5月19日から平成18年8月18日までとします。

前記の規定に関わらず、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

● 受益証券の保管

「一般コース」を選択した受益者は、販売会社との保護預り契約に基づき、受益証券を販売会社に保管（保護預り）させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者の受益証券は全て販売会社における保護預りとなります。なお、「自動けいぞく投資契約」に基づき保護預りとなっている受益証券について受益者から返還請求があった場合、販売会社は、当該受益者から一部解約の実行の請求があったものとして取扱います。「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者は、受益証券の引出しを請求することはできません。記名式の受益証券の所持人は、委託会社が定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

● 信託の終了

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合には、および信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、前記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公

受益者

ファンドを取得した投資者のことです。受益者は保有口数に応じて収益分配金や償還金に対する請求権、換金請求権などの権利を有しています。

受益証券

ファンドの収益を受ける権利（受益権）を表わす有価証券のことで、委託会社が発行します。

信託期間

ファンドが設定されてから、償還されるまでの期間をいいます。委託会社は受託会社と合意のうえ、所定の手続きにより、信託期間を変更することができます。

● 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときま

告を行います。

前記 の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前記 の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 の信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行います。

前記 から までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、前記 の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が、監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更」に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任する場合、委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

たはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、前記の変更事項のうち、その内容が重大な委託会社は、前記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行います。

前記 の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前記 の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 の信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行います。

委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前記 から までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、前記 の書面の交付を原則として行いません。



自動けいぞく投資
収益分配時に、分配金から税金を差し引いた金額を無手数料で同一ファンドに自動的に再投資することをいいます。

保護預り
販売会社が顧客との契約に基づいて有価証券を保管することをいいます。



● 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に應じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として毎計算期間終了日(計算期間終了が休業日の場合には翌営業日)から起算して5営業日目)から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社において行います。前記の規定にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として毎計算期間終了後の翌日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付を行います。ただし、信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前記の規定に準じて受益者に支払います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。)に、原則として決算日から起算して5営業日目(予定)からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されず。

償還金に関する請求権

受益者は、ファンドの償還金を持分に應じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日目)から受益証券と引き換えに受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社において行います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

受益証券の一部解約請求権

受益者は、自己の有する受益証券について、販売会社が別に定める単位をもって、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として解約申込受付日から起算して7営業日目から受益者に支払われます。

反対者の買取請求権

前記「信託の終了または信託約款の変更」のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、投信法第30条の2の規定に基づき、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前記「信託の終了または信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧は謄写を請求できます。

受託会社

信託財産の保管や管理を行う信託会社または信託業務を行う銀行で、受託者ともいいます。委託会社と締結した信託契約に基づいて、信託財産の保管や管理、信託財産の計算(受益証券の基準価額の計算を含みます)、受益証券の認証、外国証券を保管や管理する外国の保管銀行への指示または連絡などの業務を行います。

委託会社

信託財産の運用指図、受益証券の発行などを行う運用会社で、委託者ともいいます。商品の性格や運用方針などを決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行う会社です。また、投資者に商品説明する投資信託説明書(目論見書)や運用内容・結果を説明する運用報告書の作成などを行います。

収益分配

ファンドの決算時に、運用の結果あげられた収益などを受益証券の口数に応じて受益者に分配することです。収益分配金は、通常、決算日から起算して5営業日目以降に販売会社を通じて支払われます。

約 款	そ の 他	ファンドの運営の 仕組み・体制等	ファンドの取得・保有・換金に 係る費用や税金等	ご換金のお 申込について	取得のお申込に ついて	主なリスクと 留意点	運用実績	ファンドの特 徴
-----	-------	---------------------	----------------------------	-----------------	----------------	---------------	------	-------------

国内投資信託受益証券の形態等

契約型の追加型証券投資信託であり、無記名式の受益証券（以下「受益証券」といいます。）を発行します。
当初元本は1口当たり1円です。格付けは取得していません。
当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

発行価額の総額

当初申込期間…500億円を上限とします。
継続申込期間…1兆円を上限とします。

右記金額には、申込手数料ならびに申込手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額は含まれません。

申込期間

委託会社は平成18年3月31日に有価証券届出書を関東財務局長に提出しており、これに基づくお申込期間は次のとおりです。

当初申込期間…平成18年4月17日から平成18年5月18日まで
継続申込期間…平成18年5月19日から平成19年5月18日まで
継続申込期間中において、フランクフルト証券取引またはフランクフルトの銀行の休業日には申込の受付は行いません。
継続申込期間は、右記期間満了日前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所はありません。

振替機関に関する事項

該当事項はありません。なお、当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は左記の通りです。

株式会社証券保管振替機構



投信博士の
用語解説

受益証券

ファンドの収益を受ける権利(受益権)を表わす有価証券のことで、委託会社が発行します。

買取請求

ファンドの換金方法の一つで、受益証券を販売会社に買い取ってもらうことにより換金する方法をいいます。

その他

振替受益権について

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、前記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託振替制度とは

- ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（振替口座簿）といえます。（への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。振替制度に移行すると
 - ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
 - ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
 - ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
 - ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
 - ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、その他「ファンドの管理の概要および運営等に関する事項について 信託約款の変更」の手続きにより

り信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理して当ファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるとし、原則として当ファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行うものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

国内投資信託受益証券事務の概要

名義書換等について

名義書換手続および記名式から無記名式への、また無記名式から記名式への変更は、委託会社の定める手続きに従い、販売会社経由で委託会社に請求することができます。ただし、自動けいぞく投資コースの場合、受益証券はすべて保護預りとなり、混蔵保管されます。

名義書換手数料は、徴収しません。

名義書換の手続きは、各計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

信託約款

信託約款において、ファンド毎の運営・管理上の基本となる運用方針や仕組みなどが定められています。信託約款は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて作成され、その内容については、あらかじめ監督官庁に届出が行わ

れます。委託会社と受託会社は、この信託約款に基づいて信託契約を締結し、ファンドの運営・管理を行います。

受益権

ファンドの収益を受ける権利を表わす有価証券のことです。

受益者名簿について
受益者名簿は作成しません。

受益者集会について

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

受益者に対する特典

該当事項はありません。

譲渡制限

受益証券の譲渡制限は設けておりません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続による名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することはできません。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者から自己の有する受益証券について返還請求があった場合、販売会社は「自動けいぞく投資契約」に基づき、当該受益者から一部解約の実行の請求があったものとして取り扱います。

再発行

(1) 受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続により再交付を請求したときは、委託会社は、受益証券を再交付します。

(2) 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続により再交付を請求したときは、委託会社は、受益証券を再交付します。

(3) 受益証券を再交付するときは、委託会社は、受益者に対して実費を請求することができます。

(注) 当該ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の對抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。



受益証券

ファンドの収益を受ける権利（受益権）を表わす有価証券のことで、委託会社が発行します。

保護預り

販売会社が顧客との契約に基づいて有価証券を保管することをいいます。



運用状況

当ファンドは、平成18年5月19日から運用を開始することを予定しておりますので、有価証券届出書提出日現在において該当事項はありません。

財務ハイライト情報

当ファンドは、平成18年5月19日から運用を開始することを予定しており、同日まで何ら資産を有しません。
当ファンドの監査は、あずさ監査法人が行います。
当ファンドの財務諸表は、「投資信託財産の貸借対照表、損益及剰余金計算書、付属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成します。

「ファンドの詳細情報」の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は次のとおりです。

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目		
第1 ファンドの沿革		
第2 手続等	1 申込（販売）手続等	
	2 換金（解約）手続等	
第3 管理及び運営	1 資産管理等の概要	(1)資産の評価
		(2)保管
		(3)信託期間
		(4)計算期間
		(5)その他
	2 受益者の権利等	
第4 ファンドの経理状況	1 財務諸表	(1)貸借対照表
		(2)損益及び剰余金計算書
		(3)附属明細表
	2 ファンドの現況	純資産額計算書
		資産総額 負債総額 純資産総額(－) 発行済数量 1単位当たり純資産額(/)
第5 設定及び解約の実績		

前記の情報については、EDINET（エディネット）でも閲覧することができます。

EDINET（エディネット）
Electronic Disclosure for Investors'
NETworkの略で、「証券取引法に基づく有価証券報告書などの開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家は、EDINETを利用することにより、インターネットを通じてファンド

の有価証券報告書などを閲覧することができます。

約 款	そ の 他	ファンドの運営の 仕組み・体制等	ファンドの取得・保有・換金に 係る費用や税金等	ご換金のお 申込について	取得のお申込に ついて	主なリスクと 留意点	運用実績	ファンドの 特 徴
-----	-------	---------------------	----------------------------	-----------------	----------------	---------------	------	--------------

りそな 東欧フロンティア株式ファンド





追加型証券投資信託

りそな 東欧フロンティア株式ファンド

約 款

運 用 の 基 本 方 針

信託約款第23条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

東欧株式マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として親投資信託の受益証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位置を維持することを基本とします。実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。

信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。市況動向および資金動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債券のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。有価証券先物取引等は約款第27条の範囲で行います。スワップ取引は約款第28条の範囲で行います。外国為替予約取引は約款第32条の範囲で行います。

3 収益分配方針

毎決算時（原則として2月18日および8月18日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

りそな 東欧フロンティア株式ファンド 約 款

追加型証券投資信託

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ドイツ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とする。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人）をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、信託財産を害するおそれがないと認められる場合に行うものとします。この場合、信託財産を害するおそれがないと認められる場合は、利害関係人に対する業務の委託に係る条件が市場水準等に照らし公正と認められ

る条件である場合をいいます。

(信託の目的、金額および追加信託金の限度額)

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができるものとします。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第52条第1項、第52条第2項、第53条第1項、第54条第1項および第56条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じ、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、500億円を限度として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買

相場の仲値によって計算します。

第32条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するとき、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(受益証券の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者にに関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第10条の規定により発行される受益証券の取得の申込みをし、取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動引き落とし投資約款にしたがつて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができず、なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める現地の証券取引所等の休業日には、当該受益証券の取得の申込に応じないものとします。

委託者は、前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受付けるものとします。

第1項の場合の受益証券の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込に係る受益証券の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

第3項の規定にかかわらず、受益者が差別に定める契約

に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、第42条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、テロ、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益証券の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

(受益証券の種類)

第13条 委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および5,000万口券の8種類とします。

前項に規定するもののほか、委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行することができます。

(受益証券の記名式無記名式への変更ならびに名義書換手続)

第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続は、第42条に規定する毎計算期間終了日の翌日から15日間停止とします。

(記名式の受益証券譲渡の對抗要件)

第15条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に對抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第16条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第17条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第18条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、当該受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別したいときは、前2条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第19条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に對して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ 有価証券

ロ 有価証券指数等先物取引に係る権利

ハ 有価証券オプション取引に係る権利

ニ 外国市場証券先物取引に係る権利

ホ 有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利

ヘ 有価証券店頭オプション取引に係る権利

ト 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利

チ 金銭債権

リ 約束手形

又 金融先物取引に係る権利

ル 金融デリバティブ取引に係る権利

ヲ 次に掲げるものを信託する信託の受益権

(i) 金銭

(ii) 有価証券

(iii) 金銭債権

2 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 抵当証券

ロ 為替手形

ハ 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利

(運用の指図範囲等)

第21条 この信託において投資の対象とする有価証券は、ドイチエ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、リそな信託銀行株式会社を受託者とする東欧株式マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1 株券または新株引受権証書

2 国債証券

3 地方債証券

4 特別の法律により法人の発行する債券

5 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6 資産の流動化に係る特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。)

7 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券

(証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。)

8 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。)

9 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。)

10 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号の4で定めるものをいいます。)

11 コマーシャル・ペーパー

12 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)

13 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

14 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

15 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。次号において同じ。)

16 投資法人債券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。以下本号において同じ。)

17 外国投資証券で投資法人債券に類する証券

18 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

19 オプションを表示する証券または証書(証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。)

20 預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)

21 外国法人が発行する譲渡性預金証書

22 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第1項第1号で定めるものをいいます。)

23 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するものの

の

なお、第1号の証券または証書および第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券および第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1 預金

2 指定金銭信託

3 コール・ローン

4 手形割引市場において売買される手形

5 抵当証券

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を主として前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券(親投資信託の受益証券を除きます。以下同じ。)の時価総額と親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第22条 受託者は、信託財産の効率性の運用に資するものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、第33条第2項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第20条および第21条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

前項の取扱い、第26条から第28条まで、第30条、第32条、第37条および第38条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第24条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等

において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができません。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第25条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（信用取引の指図範囲）

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2 株式分割により取得する株券
- 3 有償増資により取得する株券
- 4 売り出しにより取得する株券
- 5 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債券の新株予約権に限り、ます。）の行使により取得可能な株券
- 6 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する

新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

委託者は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができます。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益証券および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第21条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売り約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））の預金その他の資産をいいます。（以下同じ。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。）との合計額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買い約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに第21条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第21条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益証券の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買

付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項において親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第29条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債券のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債および新株予約権付社債券

の時価総額のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに新株予約権付社債券のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第31条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(信託業務の委託)

第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管および処分ならびにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等では有価証券の保管を業として営む者に委託す

ることができます。

受託者は、前項のうち信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者を委託先として選定します。

1 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行う体制が整備されていること

4 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(有価証券の保管)

第34条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第35条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマース・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の表示および記載の省略)

第36条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券の売却等の指図)

第37条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第38条 委託者は、前条の規定による一部解約および有価証券の売却代金等、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第39条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとし、

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、

資金借入額は当該有価証券の売却代金、当該金融商品の解約代金および当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的とする借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第40条 委託者の指図に基づき行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受益者による資金の立替え)

第41条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受益者は資金の立替えをすることができ、

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受益者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受益者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第42条 この信託の計算期間は、毎年2月19日から8月18日までおよび8月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は、平成18年5月19日から平成18年8月18日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下、「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条に規定するこの信託の計算期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第43条 受益者は、毎計算期間末に損益計算を行い、信託財

産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受益者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第44条 信託財産に関する租税、信託事務の処理および信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用(消費税等に相当する金額を含みます。)ならびに受益者の立て替えた立替金の利息(以下、「諸経費」といいます。)は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

前項における信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から受けるものとします。

(信託報酬等の総額)

第45条 委託者および受益者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の188の率を乗じて得た金額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受益者との間の配分は別に定めるものとします。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

委託者は、この証券投資信託の主要投資対象である親投資信託の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の45の率を乗じて得た金額とします。

(収益分配)

第46条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1 配当金、利金、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができ、
- 2 なお、次期以降の分配金にあてため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができ、
- 2 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下、「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができ、

なお、次期以降の分配にあてため、分配準備積立金と

して積み立てることができ、

毎計算期間末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受益者の免責)

第47条 受益者は、収益分配金および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第48条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第48条第4項に規定する支払日まで、その全額を委託者に交付します。

受益者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第48条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として毎計算期末の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。

この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付けを行います。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として7営業日目から受益者に支払います。

前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

前項に規定する収益調整金とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をい、原則として、追加信託のつど追加信託に係る受益権口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する受益者毎の信託時の受益証券の価額等とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をい、追加信託のつど追加信託に係る受益権口数により加重平均され、収益分配金のつど調整されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印影を委託者へ届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとし、

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金、償還金および一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第49条 受益者が、収益分配金について第48条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに償還金について第48条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受益者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益証券の買取り)

第50条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、当該証券会社および登録金融機関が定める単位をもってその受益証券を買取ることができ、ただし、別に定める現地の証券取引所等の休業日には、受益証券の買取請求の受け付けは行いません。

前項の場合、受益証券の買取価額は、買取請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該買取りに關して当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、委託者と協議のうえ第1項による受益証券の買取の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた受益証券の買取の受け付けを取り消すことができます。

前項により受益証券の買取りの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受け付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

(一部解約)

第51条 受益者(第50条第1項における委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同

じ。)は、自己の有する受益証券につき、委託者に、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める現地の証券取引所等の休業日には、一部解約の実行請求の受け付けは行いません。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

受益者が、第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとし、

委託者は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第52条 委託者は、第4条の規定による信託終了日前にこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

この場合において、委託者はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出します。委託者は、前2項の事項において、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面

を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えると、第1項および第2項に基づきこの信託契約の解約をし、

委託者は、前項に基づきこの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第53条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定にしたがい、

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第54条 委託者が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第55条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第56条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第57条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者は、新受託者を選任できないときは、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第57条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べた旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項に基づくこの信託約款の変更をしません。

委託者は、前項に基づきこの信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第58条 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（公告）

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めま。

（付則）

第1条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下の位の口

座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができま。

受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとしま。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しなものとします。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるとの旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿

の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。

委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。

委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合において、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前記条項により信託契約を締結します。

平成18年5月19日（信託契約締結日）

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
受託者 りそな信託銀行株式会社

別に定める現地の証券取引所等
信託約款第12条第1項、第50条第1項および第51条第1項における「別に定める現地の証券取引所等」とは次のものとします。

フランクフルト証券取引所
フランクフルトの銀行



信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について （りそな 東欧フロンティア株式ファンド）

平成18年12月29日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成19年1月4日適用予定で重大な約款変更を行う予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。

なお、重大な約款変更の内容について予めお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読み替え）は割愛している場合があります。

(重大な約款変更後の約款の内容)	(平成18年3月31日現在の約款の内容)
(受益権の取得申込みの勧誘の種類) 第5条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。 (当初の受益者) 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の分割および再分割) 第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、500億円を限度として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。 (信託日時の異なる受益権の内容) 第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。 (受益権の帰属と受益証券の不発行) 第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債 株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債 株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在	(受益証券の取得申込みの勧誘の種類) 第5条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。 (当初の受益者) 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の分割および再分割) 第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、500億円を限度として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。 (信託日時の異なる受益権の内容) 第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。 (受益証券の発行) 第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。 (新設)

赤線部は変更部分を示します。

約 款	そ の 他	ファンドの運用の仕組み・体制等	ファンドの取得・保有・換金に係る費用や税金等	ご換金のお申込について	取得のお申込について	主なリスクと留意点	運用実績	ファンドの特徴
-----	-------	-----------------	------------------------	-------------	------------	-----------	------	---------

しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含まず。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（削除）

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定め

（新設）

（新設）

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

（受益証券の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

る自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める現地の証券取引所等の休業日には、当該受益権の取得申込みに応じないものとします。

前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

委託者は、第1項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受付けるものとします。

第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第42条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

第13条（削除）

す。以下同じ。）は、第10条の規定により発行される受益証券の取得の申込みをした取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める現地の証券取引所等の休業日には、当該受益証券の取得申込みに応じないものとします。

（新設）

委託者は、前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受付けるものとします。

第1項の場合の受益証券の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益証券の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、第42条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益証券の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

（受益証券の種類）

第13条 委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および5,000万口券の8種類とします。

	(受益権の譲渡に係る記載または記録) 第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
	(受益権の譲渡の對抗要件) 第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。 第16条（削除） 第17条（削除） 第18条（削除）
	(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続) 第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。 前項の規定による名義書換の手続は、第42条に規定する毎計算期間終了日の翌日から15日間停止します。 (記名式の受益証券譲渡の對抗要件) 第15条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。 (無記名式の受益証券の再交付) 第16条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。 (記名式の受益証券の再交付) 第17条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。 (受益証券を毀損した場合等の再交付) 第18条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、当該受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

第19条（削除）

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第47条 受託者は、収益分配金および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第48条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第48条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第48条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第49条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期末の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者

（受益証券の再交付の費用）

第19条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第47条 受託者は、収益分配金および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第48条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第48条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第48条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として毎計算期末の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付けを行います。

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、第51条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

前項に規定する収益調整金とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど追加信託に係る受益権口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど追加信託に係る受益権口数により加重平均され、収益分配金のつど調整されるものとし、

（削除）

（削除）

（収益分配金および償還金の時効）

第49条 受益者が、収益分配金について第48条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに償還金について第48条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（受益証券の買取り）

第50条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、当該証券会社および登録金融機関が定める単位をもってその受益権を買取ることができ、ただし、別に定める現地の証券取引所等の休業日には、受益権の買取請求の受付は行いません。

一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として7営業日目から受益者に支払います。

前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとし、

前項に規定する収益調整金とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど追加信託に係る受益権口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する受益者毎の信託時の受益証券の価額等とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど追加信託に係る受益権口数により加重平均され、収益分配金のつど調整されるものとし、

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印影を委託者へ届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとし、

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金、償還金および一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があつても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第49条 受益者が、収益分配金について第48条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに償還金について第48条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（受益証券の買取り）

第50条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、当該証券会社および登録金融機関が定める単位をもってその受益証券を買取ることができ、ただし、別に定める現地の証券取引所等の休業日には、受益証券の買取請求の受付は行いません。

前項の場合、受益権の買取価額は、買取請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該買取りに関して当該買取を行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、委託者と協議のうえ第1項による受益権の買取の受け付けを中止することおよびすでに受付けた受益権の買取の受け付けを消すことができます。

前項により受益権の買取りの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

（一部解約）

第51条 受益者（第50条第1項における委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める現地の証券取引所等の休業日には、一部解約の実行請求の受付は行いません。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得

前項の場合、受益証券の買取価額は、買取請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該買取りに関して当該買取を行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、委託者と協議のうえ第1項による受益証券の買取の受け付けを中止することおよびすでに受付けた受益証券の買取の受け付けを消すことができます。

前項により受益証券の買取りの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

（一部解約）

第51条 受益者（第50条第1項における委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。）は、自己の有する受益証券につき、委託者に、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める現地の証券取引所等の休業日には、一部解約の実行請求の受付は行いません。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

受益者が、第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得

ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。 （質権口記載又は記録の受益権の取り扱い） 第51条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。 （信託契約の解約） 第52条（略） （反対者の買取請求権） 第58条 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。 （付則） （添付信託約款付則第1条を削除し、以下の内容の置き換えます。） 第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の種類）から第19条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。	ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。 （新設） （信託契約の解約） 第52条（同上） （反対者の買取請求権） 第58条 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。 （付則） 第1条 （添付信託約款付則第1条をご参照ください。）
---	--



親投資信託

東欧株式マザーファンド

約 款

運用の基本方針

信託約款第15条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとし、ます。

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

チェコ、トルコ、ハンガリー、ポーランド、ロシア（以下「主要投資対象国」といいます。）のいずれかで上場または取引されている株式を主要投資対象とします。

前記の主要投資対象国のほか、以下の国に（以下「その他投資対象国」といいます。）投資する場合があります。

イウクライナ、エストニア、オーストリア、カザフスタン、グルジア、スロバキア、ブルガリア、ラトビア、リトアニア、ルーマニア

口 信託約款第16条第1項に定める者が、実質的に主要投資対象国およびその他投資対象国に該当すると判断する、主要投資対象国およびその他投資対象国以外の国。

投資対象は主要投資対象国およびその他投資対象国のいずれかで上場または取引されている株式および預託証券等とします。あるいは、生産、製造、販売、サービスの提供の大半が主要投資対象国およびその他投資対象国のいずれかで行なわれている企業の株式および預託証券等とします。（生産、製造、販売、サービスの提供の大半が主要投資対象国およびその他投資対象国のいずれかで行なわれている企業の株式および預託証券等の中には、米国、英国、スイス、アイルランド、ルクセンブルグ、ドイツ等で上場または取引されている株式および預託証券等も含まれます。）

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するた

め、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

市況動向および資金動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債券のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。有価証券先物取引等は約款第20条の範囲で行います。

スワップ取引は約款第21条の範囲で行います。外国為替予約取引は約款第25条の範囲で行います。

3 収益分配方針

信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し分配を行いません。

親投資信託
東欧株式マザーファンド 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受益者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ドイツ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とし、ます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができま。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、信託財産を害するおそれがないと認められる場合に行うものとします。この場合、信託財産を害するおそれがないと認められる場合とは、利害関係人に対する業務の委託に係る条件が市場水準等に照らし公正と認められる条件である場合をいいます。

（信託の目的、金額および追加信託金の限度額）

第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができま。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項および第2項、第44条第1項、第45条第1項、第47条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行われま。

（受益者）

第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするドイチエ・アセット・マネジメント株式会社（証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします）。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、1,000億円を限度として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を

均等に再分割できま。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下、「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除して得た金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第25条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の変更による受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は、当該受益証券を他に譲渡することができま。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するとき、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

（投資の対象とする資産の種類）

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
- イ 有価証券
- ロ 有価証券指数等先物取引に係る権利
- ハ 有価証券オプション取引に係る権利
- ニ 外国市場証券先物取引に係る権利
- ホ 有価証券店頭指数等先物取引に係る権利

ヘ 有価証券店頭オプション取引に係る権利

ト 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利

チ 金銭債権

リ 約束手形

又 金融先物取引に係る権利

ル 金融デリバティブ取引に係る権利

ヲ 次に掲げるものを信託する信託の受益権

（一）金銭

（二）有価証券

（三）金銭債権

2 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 抵当証券

ロ 為替手形

ハ 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利

（運用の指図範囲等）

第13条 委託者（第16条第1項に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、第15条、第17条から第23条、第25条、第30条から第32条まで同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図するものとします。

- 1 株券または新株引受権証書
- 2 国債証券
- 3 地方債証券
- 4 特別の法律により法人の発行する債券
- 5 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6 資産の流動化に係る特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
- 7 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）
- 8 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）
- 9 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。）
- 10 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号の4で定めるものをいいます。）
- 11 コマースナル・ペーパー
- 12 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

14 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

15 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるものの以外のもの

16 投資法人債券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

17 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

18 オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）

19 預託証券（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）

20 外国法人が発行する譲渡性預金証書

21 貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）

22 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書および第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券および第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1 預金

2 指定金銭信託

3 コール・ローン

4 手形割引市場において売買される手形

5 抵当証券

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を主として前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第14条 受託者は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、第26条第2項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第12条および第13条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

前項の取扱い、第19条から第21条まで、第23条、第25条、第30条および第31条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（運用の権限委託）

第16条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商号：ディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ピー・ハー

所在地：フランクフルト・アム・マイン、D 6032

7 マインツァー・ラント通り178190

前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を主要投資対象とする証券投資信託に係る当該証券投資信託の信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から、各計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき支弁するものとし、その額については、当該証券投資信託約款において定めるものとします。

第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法令に違反した場合、この信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（投資する株式等の範囲）

第17条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができます。

ます。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第18条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

2 株式分割により取得する株券

3 有価増資により取得する株券

4 売り出しにより取得する株券

5 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債券の新株予約権に限り、行使により取得可能な株券）

6 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

委託者は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができます。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。

(以下同じ。)

1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第13条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができま

1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）・預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の予約と合わせて外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所に

おけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができま

1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに第13条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第13条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができま

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第22条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債券のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができま

1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができま

して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができず。

受託者は、前項のうち信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者を委託先として選定します。

1 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行う体制が整備されていること

4 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(有価証券の保管)

第27条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書または「コーシャル・ペーパー」は、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の表示および記載の省略)

第29条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券の売却等の指図)

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第31条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金等、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出がある

ときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年8月19日から翌年8月18日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は平成18年5月19日から平成18年8月18日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条に規定するこの信託の計算期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第38条 信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中の分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第39条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託契約の一部解約)

第40条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に当該

一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第42条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第43条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。（信託契約に関する監督官庁の命令）

約 款	そ の 他	ファンドの運営の 仕組み・体制等	ファンドの取得・保有・換金に 係る費用や税金等	ご換金のお申込について	取得のお申込について	主なリスクと 留意点	運用実績	ファンドの 特 徴
-----	-------	---------------------	----------------------------	-------------	------------	---------------	------	--------------

りそな 東欧フロンティア株式ファンド

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定に従います。

（委託者の認可取消等に伴う取扱い）

第45条 委託者が、監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間に おいて存続します。

（委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第46条 委託者は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

（受託者の辞任に伴う取扱い）

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし

ます。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項

の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第49条 第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第41条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第41条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第33条に定める運用報告書を交付しません。

（公告）

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

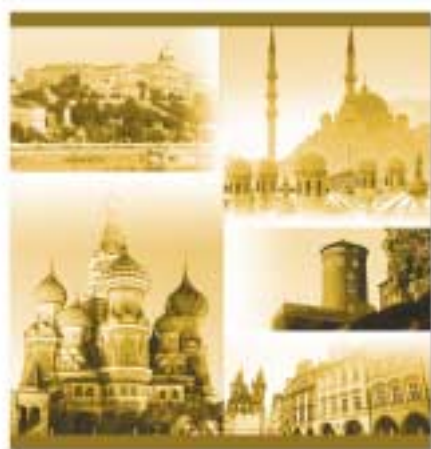
第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

前記条項により信託契約を締結します。

平成18年5月19日（信託契約締結日）

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 りそな信託銀行株式会社



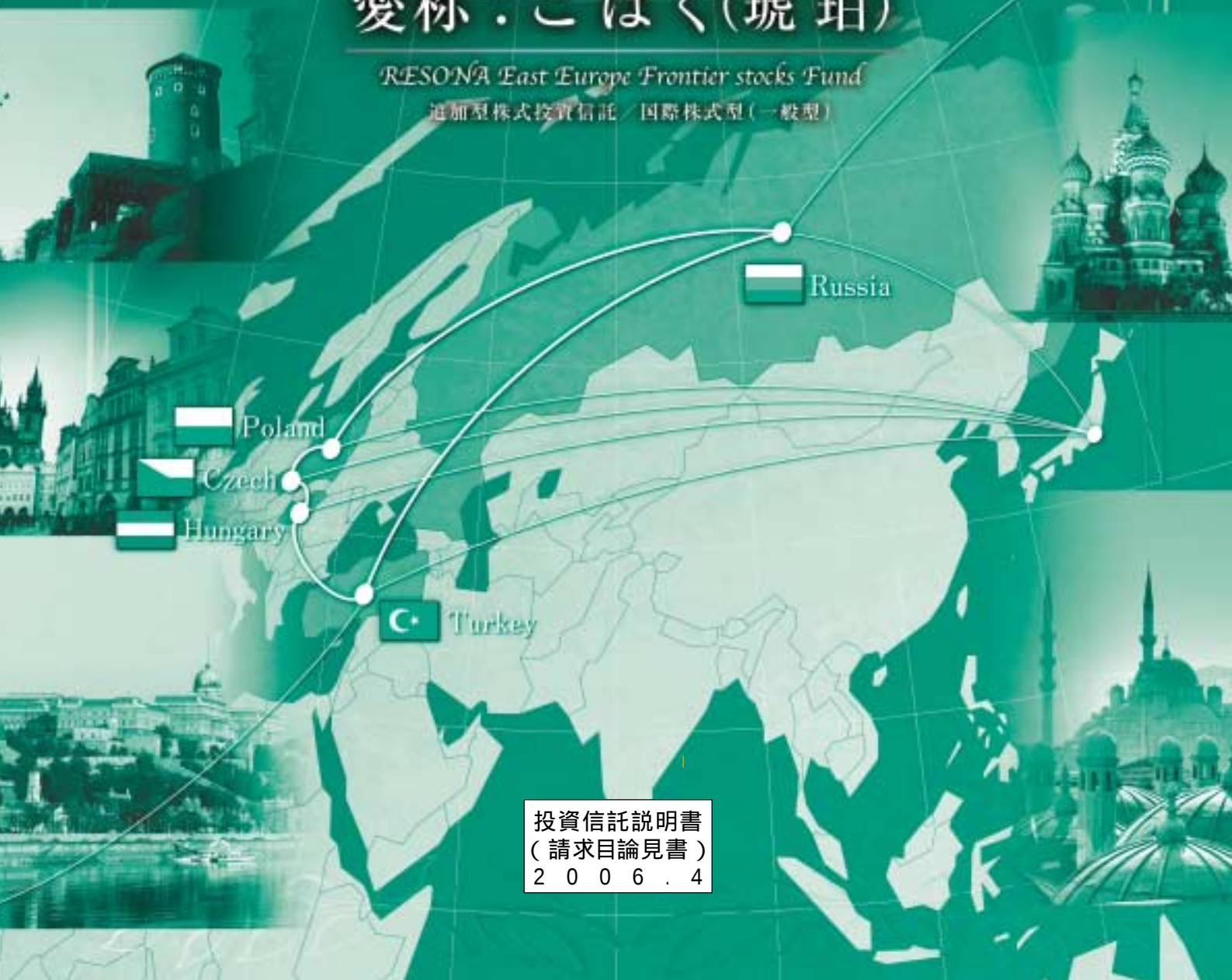
りそな

東欧フロンティア株式ファンド

愛称：こはく(琥珀)

RESONA East Europe Frontier stocks Fund

追加型株式投資信託 / 国際株式型(一般型)



投資信託説明書
(請求目論見書)
2006.4

本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社



Deutsche Asset Management 
A Member of the Deutsche Bank Group

1. 本書により行う「りそな 東欧フロンティア株式ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成18年3月31日に関東財務局長に提出しており、平成18年4月16日にその効力が発生しております。
2. 当ファンドの受益証券の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。
3. 本書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載したものであり、投資家の請求により交付される投資信託説明書(請求目論見書)です。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に外国の株式を投資対象としますので、組入株式の価格下落や、組入株式の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

Contents

ファンドの沿革	1
手続等	1
申込(販売)手続等	1
換金(解約)手続等	2
管理及び運営	3
資産管理等の概要	3
受益者の権利等	5
ファンドの経理状況	6
財務諸表	6
ファンドの現況	6
設定及び解約の実績	6

ファンドの沿革

平成18年5月19日 信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始（予定）

手続等

申込（販売）手続等

受益証券の取得申込みは、原則として販売会社の営業日に受付けます。（ただし、フランクフルト証券取引所またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。）

取得申込みの受付は、原則として午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに取得申込みの受付が行われ、かつ、当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、当該受付時間をすぎた場合は翌営業日の受付になります。

詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金の受取方法により、収益分配時に、税金を差し引いた後、収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配時に、税金を差し引いた後、収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。

当該取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱となる場合があります。

なお、収益分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で、「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。

販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

（注）当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

受益証券の取得価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。（当初申込期間の場合は1口当たり1円）

申込単位は、販売会社がそれぞれ定めるものとします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間の場合は1口当たり1円）に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の受益証券の申込手数料は無手数料とします。

当ファンドの取得申込者は、申込み金額を、原則として取得申込受付日から起算して7営業日目までに販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、前記の期日以前に申込金をお支払いただく場合があります。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときには、受益証券の取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または

委託会社（ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社）

ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

電話番号

03-5156-5247

（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

は記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

換金（解約）手続等

■信託の一部解約

受益者は、自己の有する受益証券につき、販売会社が別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

また、受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。

一部解約の請求の受付は、原則として午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該一部解約の実行の請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の一部解約実行の請求受付分とします。なお、当該受付時間をすぎた場合は翌営業日の受付になります。

詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

（ただし、フランクフルト証券取引所またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。）

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。解約価額については、販売会社または委託会社のホームページの照会先にお問合せ下さい。

お手取額は、解約価額から個別元本¹を上回った場合その超過額に対して、次の所定の税金を差し引いた金額となります。

- ・ 個人受益者の場合は、10%（所得税7%及び地方税3%）²
 - ・ 法人受益者の場合は、7%（所得税7%）³
- 1 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等をいいます。
- 2 「税率」は、平成20年4月1日から20%（所得税15%及び地方税5%）となる予定です。
- 3 「税率」は、平成20年4月1日から15%（所得税15%）となる予定です。

一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して7営業日目から販売会社の営業所にて支払われます。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

前記により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして前記に準じて計算された価額とします。

■受益証券の買い取り

販売会社は、受益者の請求があるときは、当該販売会社が定める単位をもってその受益証券を買い取ることができます。（ただし、フランクフルト証券取引所またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。）

受益証券の買取価額は、買取請求を受けた日の翌営業日の基準価額から当該買取を行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

販売会社は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、委託会社と協議のうえ、受益証券の買い取りの受付中止することおよびすでに受付けた受益証券の買い取りの受付を取り消すことができます。

前記により受益証券の買い取りの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取

価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買い取りを受付けたものとして前記 に準じて計算された価額とします。

(注) 受益証券の買い取りの詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日以前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

管理及び運営

資産管理等の概要

■ 資産の評価

基準価額の算出方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社團法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）¹、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

受益証券1口当たりの純資産額が基準価額です。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オーブン基準価格」欄に、「こはく」として、基準価額が掲載されます。

運用資産の評価基準及び評価方法

法令および社團法人投資信託協会規則に従って、原則として時価により評価します。

追加信託金等の計算について

イ 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た額とします。

ロ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等²に応じて計算されるものとします。

- 1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 2 「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

■ 保管

「一般コース」を選択した受益者は、販売会社との保護預り契約に基づき、受益証券を販売会社に保管（保護預り）させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者の受益証券は全て販売会社における保護預りとなります。なお、「自動けいぞく投資契約」に基づき保護預りとなっている受益証券について受益者から返還請求があった場合、販売会社は、当該受益者から一部解約の実行の請求があったものとして取扱います。「自動けいぞく投資コース」を選択し

委託会社（ドイツ・アセット・マネジメント株式会社）
ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
電話番号 03-5156-5247
(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

た受益者は、受益証券の引出しを請求することはできません。記名式の受益証券の所持人は、委託会社が定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

■ 信託期間

当ファンドの信託期間は、信託契約締結日（平成18年5月19日）から無期限とします。

■ 計算期間

この信託の計算期間は、毎年2月19日から8月18日までおよび8月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は平成18年5月19日から平成18年8月18日までとします。

前記の規定に関わらず、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

■ その他

信託の終了

イ 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより50億口を下回ることとなった場合には、および信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ 委託会社は、前記（イ）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ 前記（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期

間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

二 前記（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記（イ）の信託契約の解約をしません。

ホ 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ヘ 前記（ハ）から（ホ）までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、前記（ハ）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

ト 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

チ 委託会社が、監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更の（二）に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。

リ 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任する場合、委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

イ 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

ロ 委託会社は、前記（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ 前記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

二 前記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(イ)の信託約款の変更をしません。

ホ 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ヘ 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前記(イ)から(ホ)の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、前記(ロ)の書面の交付を原則として行いません。

関係法人との契約の更改等

イ 受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約書

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

ロ 投資顧問契約

投資顧問契約は、契約当事者のいずれかの一方が他方に対し、所定の手続きに従って書面による事前通告を行うことにより終結することができま

運用報告書等

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎および信託終了時に運用報告書を作成し、かつ、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

また、委託会社は、証券取引法の規定に基づき有価証券報告書を作成

します。

委託会社の営業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託会社は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する営業を承継させることがあります。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取り扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

a 受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

b 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として毎計算期間終了日(計算期間終了が休業日の場合には翌営業日)から起算して5営業日目)から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社において行います。

c 前記bの規定にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了後の翌日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付を行います。ただし、信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前記bの規定に準じて受益者に支払います。

d 受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(注) 当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替口座等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に関する請求権

a 受益者は、ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
b 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）から受益証券と引き換えに受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社において行います。

c 受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

受益証券の一部解約請求権

受益者は、自己の有する受益証券について、販売会社が別に定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して7営業日目から受益者に支払われます。

反対者の買取請求権

前記「資産管理等の概要」その他に規定する信託の終了または信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、投信法第30条の2の規定に基づき、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前記「資産管理等の概要」その他「信託の終了（口）または信託約款の変更（口）」に規定する公告または書面に付記します。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

ファンドの経理状況

当ファンドは、平成18年5月19日から運用を開始することを予定しており、同日まで何ら資産を有しません。

当ファンドの監査は、あずさ監査法人が行います。

当ファンドの財務諸表は、「投資信託財産の貸借対照表、損益及剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成します。

財務諸表

当ファンドは、平成18年5月19日から運用を開始することを予定しておりますので、有価証券届出書提出日現在において該当事項はありません。

ファンドの現況

当ファンドは、平成18年5月19日から運用を開始することを予定しておりますので、有価証券届出書提出日現在において該当事項はありません。

設定及び解約の実績

当ファンドは、平成18年5月19日から運用を開始することを予定しておりますので、有価証券届出書提出日現在において該当事項はありません。



